

キャリア形成促進助成金の改正概要(新旧対照表)

平成19年度

訓練等支援給付金

- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3]
- 《非正規労働者に対する訓練》
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]
- 《実践型人材養成システムによる訓練》
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3、大企業1/4]
- ・訓練(OJT)を実施した場合に1人1時間当たり600円を支給 [中小企業・大企業]

《自己啓発に対する支援》

- ・自己啓発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4]
- ・自己啓発支援制度を導入した場合に15万円を支給 [中小企業・大企業]
- ・上記制度利用者1人につき5万円を支給(制度導入3年目以降は2万円) [中小企業・大企業]

職業能力評価推進給付金

- ・資格試験等の受験に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業・大企業3/4]

地域雇用開発能力開発助成金

- ※地域雇用開発促進法に規定する雇用開発促進地域に事業所を設置又は整備する事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]

中小企業雇用創出等能力開発助成金

- ※中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2]
 - ・訓練(OJT)に要した経費(外部講師の謝金に限る。)の一部を助成 [中小企業1/2]
 - ・自己啓発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2]

平成20年度(予定)

訓練等支援給付金

- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2]
- 《非正規労働者に対する訓練》(※)
(左に同じ。)
- 《実践型人材養成システムによる訓練》(※)
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]
- ・訓練(OJT)を実施した場合 (左に同じ。)
- ・キャリア・コンサルティングに要した費用(経費・賃金)の一部を助成
〔賃金: 中小企業1/2、大企業1/3、経費: 外部に委託した場合1/2、キャリア・コンサルタントを配置した場合15万円〕
- ・能力評価を行った場合に1人4,880円を支給 [中小企業・大企業]

《有期実習型訓練》(※)

- ・実践型人材養成システムによる訓練と同様の助成

《自己啓発に対する支援》

(左に同じ。)

職業能力評価推進給付金

(左に同じ。)

地域雇用開発能力開発助成金

- ※地域雇用開発促進法に規定する雇用開発促進地域に所在する事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業2/3、大企業1/2]

中小企業雇用創出等能力開発助成金

- ※ 中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、小規模事業主2/3]
 - ・訓練(OJT)に要した経費(外部講師の謝金に限る。)の一部を助成 [中小企業1/2、小規模事業主2/3]
 - ・自己啓発支援に要した費用 (左に同じ。)

赤字:成長力底上げ戦略(中小企業底上げ戦略)に基づく暫定措置(平成22年3月31日まで)、緑字:成長力底上げ戦略(人材能力戦略)に基づく暫定措置(平成22年3月31日まで)

紫字:地方再生戦略に基づく暫定措置(平成23年3月31日まで)

キャリア形成促進助成金の概要

事業主が、その従業員について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行った場合に支給する助成金。

支給機関は、独立行政法人雇用・能力開発機構。

1 助成金の種類

- (1) 訓練等支援給付金
- (2) 職業能力評価推進給付金
- (3) 地域雇用開発能力開発助成金
- (4) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

2 助成内容

【基本的要件】

- 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- 職業能力開発推進者を選任していること。

(1) 訓練等支援給付金

次の①又は②のいずれかに該当する場合の助成

- ① 年間職業能力開発計画(以下「計画」という。)に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせる場合

対象事業主	対象経費等 職業訓練(OJTを除く。)に要した経費	職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金(※1)	その他
従業員に職業訓練を受けさせる中小企業事業主	【助成率】 1/3	【助成率】 1/3	—
非正規労働者(※2)に職業訓練を受けさせる事業主	【助成率】 1/3 (中小企業1/2)	【助成率】 1/3 (中小企業1/2)	—
従業員に認定実践型人材養成システムによる訓練(※3)を受けさせる事業主	【助成率】 1/4 (中小企業1/3)	【助成率】 1/4 (中小企業1/3)	従業員1人につき、当該訓練(OJTに限る。)の時間数に600円を乗じて得た額(※4)

※1 1,200時間を限度

※2 契約社員やパートタイム労働者等をいう。

※3 企業における雇用関係の下での実習(OJT)と教育訓練機関等における企業のニーズに即した学習とを組み合わせて実施される訓練であって、当該訓練の実施計画について厚生労働大臣の認定を受けて実施される訓練をいう。

※4 40万8千円を限度

② 計画に基づき、労働協約又は就業規則に定めるところによって、従業員の申出により、教育訓練、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費(以下「自発的職業能力開発経費」という。)を負担する又は休暇(以下「職業能力開発休暇」という。)を与える場合

- 自発的職業能力開発経費の1/4(中小企業1/3)
- 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/4(中小企業1/3)(原則として1,200時間を限度)
- 労働協約又は就業規則の改正等により、従業員の自発的な職業能力開発(教育訓練、職業能力検定、キャリア・コンサルティング)を支援する制度の導入し、制度利用者が発生した場合15万円(1事業所につき1回に限る。)
- 制度導入から3年以内の場合、制度利用者1人につき5万円(20人を限度)
- 制度導入から3年を経過した場合、制度利用者増加分1人につき2万円(中小企業に限り、年間5人分を限度)

(2) 職業能力評価推進給付金

計画に基づき、その従業員に一定の資格試験等を受けさせる場合の助成

- 受検に要した経費及び受検期間中に支払った賃金の3/4(年間5万円を限度)

(3) 地域雇用開発能力開発助成金

地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」内に事業所を設置若しくは整備した事業主であって、当該地域内若しくは当該地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れ、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせる場合の助成

- 職業訓練(OJTを除く。)に要した経費の1/3(中小企業1/2)
- 職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/3(中小企業1/2)
(1,200時間を限度)

(4) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく改善計画(※5)の認定を受けた認定組合の構成中

小企業者又は認定中小企業者であって、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は従業員の申出により、教育訓練を受けるために必要な経費を負担する若しくは休暇を与える場合の助成

※5 職業に必要な高度な技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るため必要となる職業訓練に関する事項、新分野進出等に伴い必要となる職業訓練に関する事項又は青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るため必要となる職業訓練に関する事項を含む計画であって都道府県知事の認定を受けるもの

- 職業訓練(ОJTを除く。)に要した経費又は従業員の申出による教育訓練について事業主が負担した経費の1／2
- 職業訓練(ОJTに限る。)に要した経費（外部講師の謝金に限る。）の1／2
- 職業訓練(ОJTを除く。)期間中又は従業員の申出による教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1／2(1,200時間を限度)